

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）

国税庁
令和7年4月

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）。

詳しくは、このパンフレットをご覧ください。また、国税庁ホームページをご参照ください。



【国税庁ホームページ】（随時最新情報に更新します。）

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



（注） このパンフレットは、令和7年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

目 次

1. 改正の概要

- (1) 基礎控除の見直し..... 2
- (2) 給与所得控除の見直し..... 2
- (3) 特定親族特別控除の創設..... 3
- (4) 扶養親族等の所得要件の改正..... 4

2. 令和7年分の年末調整における留意事項

- (1) 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認..... 5
- (2) 特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認..... 5
- (3) 基礎控除申告書の受理と内容の確認..... 6
- (4) 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認..... 6
- (5) 年末調整の計算をする上での留意事項..... 6

3. 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

- (1) 扶養控除等申告書の記載事項の変更..... 7
- (2) 扶養親族等の数の算定方法の変更..... 8
- (3) 源泉徴収税額表の改正..... 8

4. 公的年金等の源泉徴収事務における留意事項

- (1) 令和7年分の源泉徴収事務..... 9
- (2) 令和8年分以後の源泉徴収事務..... 9